

平成 17 年不動産鑑定士試験第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験の施行

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和 39 年建設省令第 9 号)第 10 条の規定により、平成 17 年不動産鑑定士試験第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験の施行に関し必要な事項を決定したので、次のとおり公告する。

平成 17 年 1 月 21 日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 能見 善久

1 試験期日等

	第 1 次試験	第 2 次試験	第 3 次試験
試験地	東京都、大阪府及び福岡県 (注 1)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県 (注 1)	東京都及び大阪府 (注 1)
試験期日及び時間割等	平成 17 年 4 月 10 日(日) ① 国語 9:30 ～ 11:30 ② 数学 12:30 ～ 14:30 ③ 論文 15:00 ～ 17:00	(1)平成 17 年 7 月 30 日(土) ① 民法 10:00 ～ 12:00 ② 不動産に関する行政法規 13:30 ～ 15:30 (2)平成 17 年 7 月 31 日(日) ① 経済学 10:00 ～ 12:00 ② 会計学 13:30 ～ 15:30 (3)平成 17 年 8 月 1 日(月) 不動産の鑑定評価に関する理論 ① 10:00 ～ 12:00 ② 13:30 ～ 15:30	平成 17 年 12 月 4 日(日) 不動産の鑑定評価に関する実務 ① 10:00 ～ 12:00 (論文問題) ② 13:30 ～ 16:30 (演習問題)
	試験は、筆記の方法で行う。(第 1 次試験から第 3 次試験まで共通)		
配受付験期願書等等	平成 17 年 2 月 10 日(木)から平成 17 年 3 月 11 日(金)まで 各都道府県主管課及び国土交通省で配付する。(第 1 次試験から第 3 次試験まで共通) なお、第 1 次から第 3 次までの各試験の「試験案内」も併せて配付する。(注 2)	平成 17 年 5 月 13 日(金)から平成 17 年 6 月 10 日(金)まで	平成 17 年 10 月 7 日(金)から平成 17 年 11 月 4 日(金)まで
受受付験期願書等	平成 17 年 2 月 25 日(金)から平成 17 年 3 月 11 日(金)まで 受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。(第 1 次試験から第 3 次試験まで共通)(注 3)	平成 17 年 5 月 27 日(金)から平成 17 年 6 月 10 日(金)まで	平成 17 年 10 月 21 日(金)から平成 17 年 11 月 4 日(金)まで
合格発表	平成 17 年 5 月 16 日(月)(予定) 国土交通省及び各都道府県に掲示して行い、合格者には文書で通知する。(第 1 次試験から第 3 次試験まで共通)	平成 17 年 10 月 11 日(火)(予定)	平成 18 年 1 月 23 日(月)(予定)
〔公官 告報〕	平成 17 年 5 月 23 日(月)(予定)	平成 17 年 10 月 17 日(月)(予定)	平成 18 年 1 月 30 日(月)(予定)

- (注 1) 受験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込み後の受験地の変更は原則として認めないが、当委員会が認めた場合に限り、申込み後においても受験地の変更を認める。
- (注 2) 郵送で請求する場合には、封筒の表に赤字で「不動産鑑定士試験第__次試験受験願書等請求」と書き、140 円分の郵便切手を貼った、あて先及び郵便番号明記の角形 2 号の返信用封筒（縦 33.2 cm、横 24.0 cm 程度）を必ず同封すること。（下線を付した部分には、1 ～ 3 のうち該当するものを適宜記入すること。）
- (注 3) 郵送による場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限る。都道府県庁に持参する場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限る。

2 その他

受験資格、受験手続等に関する詳細は、「不動産鑑定士試験試験案内」（第 1 次から第 3 次までの各試験別に作成）を参照すること。